○生ごみ乾燥機設置事業補助金交付要領

令和６年７月18日

生ごみ乾燥機設置事業補助金交付要領を次のように定め、令和６年度分の補助金から適用する。

（目的）

第１条　清潔で美しい生活環境の整備及び家庭生ごみ減量化を促進するため、生ごみ乾燥機を設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第２条　前条に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 補助額 |
| 生ごみ乾燥機購入に要する経費 | 当該経費の２分の１に相当する額。ただし、１基につき25,000円を上限として算出した額を限度とする。 |

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第３条　補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更は、前条の表経費欄に規定する経費の30パーセントを越える増減以外の変更とする。

（申請の取下期日）

第４条　申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類及び提出期日）

第５条　書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期日 |
| 生ごみ乾燥機設置事業補助金交付申請書 | 第１号 | １部 | 別に定める。 |
| 生ごみ乾燥機設置事業変更（中止、廃止）承認申請書 | 第２号 | １部 | 変更（中止、廃止）の理由の生じた日から15日以内 |
| 生ごみ乾燥機設置事業補助金請求書 | 第３号 | １部 | 別に定める。 |